

プロジェクト 金利指標改革に起因する会計上の論点

項目 金利指標改革に関する論点の検討

## I. 本資料の目的

1. 第 420 回企業会計基準委員会（2019 年 11 月 8 日開催）において、金利指標改革に対応する会計基準の開発に着手することを決定した。
2. その後、第 148 回金融商品専門委員会（2019 年 11 月 21 日開催）及び第 421 回企業会計基準委員会（2019 年 11 月 29 日開催）において、金利指標改革に起因する会計基準の基本的な考え方や論点についての検討の方向性について審議を行い、第 150 回金融商品専門委員会（2019 年 12 月 25 日開催）及び 423 回企業会計基準委員会（2019 年 12 月 26 日開催）まで継続して、各論点への対応の検討を行った。
3. 本資料は、第 150 回金融商品専門委員会及び第 423 回企業会計基準委員会において聞かれた意見（審議事項(3)-4 参照）を踏まえ、第 423 回企業会計基準委員会で用いた審議資料を更新したほか（主たる更新については青でハイライトして示している。）、聞かれた意見への対応を吹き出し部分に記載している。また、新たな論点についても検討している。本日は、これらの検討についてご意見をお伺いすることを目的としている。

## II. 国際的な会計基準の動向

4. これまでの審議において、国際会計基準審議会（IASB）のフェーズ 1 の内容及びフェーズ 2 の 12 月までのボード会議における審議の状況、並びに米国財務会計基準審議会（FASB）の公開草案の内容及び 2019 年 11 月の FASB のボード会議の内容を紹介した。
5. 2020 年 1 月の IASB のボード会議では、主に以下の点について議論が行われている（審議事項(3)-2 参考資料参照）。
  - (1) フェーズ 1 の例外措置の終了について
  - (2) 他の IFRS 基準への影響
  - (3) フェーズ 2 の例外措置に関する開示
6. 以下の内容については 2020 年 2 月の IASB ボード会議において審議予定であるとされているが、金利指標置換後の取扱いについて議論を行うかどうかについては、現

## 審議事項(3)-2

時点では明示されていない。

(1) フェーズ2の提案の終了

(2) 任適適用か強制適用か

(3) 適用日及び経過措置

(4) デュー・プロセス

### III. 金利指標改革への対応の基本的な考え方

- 2014年7月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が行われている中、LIBORの公表が2021年12月末をもって恒久的に停止される見通しであり、通貨ごとに後継の金利指標となるリスク・フリー・レートの検討が行われている。また、デリバティブと、デリバティブ以外のキャッシュ商品とで異なる金利指標に置き換わる可能性がある。LIBORを参照する取引は広範に行われており、多くの取引に影響が生じるものと考えられる。
- この金利指標改革に伴う金利指標の変更は、企業自身の意思決定に基づくものではなく、金利指標改革が行われるよりも前に締結された契約については、企業からみると不可避免的に生じる事象である。このような不可避免的に生じる事象を、そのような事態を想定して開発されていない会計基準に当てはめた場合、当該会計基準の開発時には想定されていなかった結果が生じる可能性がある。具体的には、企業が金利指標改革に起因して参照する金利指標を変更する場合に、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となるように、金融商品の契約上のキャッシュ・フロー<sup>1</sup>の基礎となる金利指標を変更することを意図しているにも関わらず、異なる

コメントの追加 [A1]: 基本的な考え方については、基準本文に示した方がよいのではないかと（第150回金融商品専門委員会）。

⇒文案にて対応することとする。

<sup>1</sup> 国際的な基準設定主体での検討においても、「金利指標改革に関連のある変更」を説明する際に以下のようにキャッシュ・フローに着眼している。

(IASB 2019年10月ボード会議 Agenda paper 14A 第39項)  
Modifications related to the reform are those that will result in changes to the interest rate benchmark, on which a financial instrument's contractual cash flows are based, on an economically equivalent basis.

(訳：改革に関連する（条件）変更とは、その経済効果が同等となるように、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更させる（条件）変更をいう。)

(FASB 公開草案 BC23)  
For the purpose of the amendments in this proposed Update, the Board determined that the terms that would be permitted to be modified are those that affect or have the potential to affect the amount or timing of future cash flows of a financial instrument.

(訳：本更新書案の修正事項において、FASBは、（契約）条件の変更が認められるのは、金融

## 審議事項(3)-2

経済効果を持つ契約に変更されるかのように会計処理を行うと、これに基づき提供される財務情報は、財務諸表作成者が行った取引の実態を適切に表さず、結果として、財務諸表利用者の有用性を損ねる可能性があると考えられる。

9. これらの状況を踏まえると、適切な範囲を定め、特例的な取扱いを認めることが適切であると考えられる。

一方、金利指標の変更とは関係のない部分にまで特例的な取扱いを認めることは、特例的な取扱いを認める趣旨を逸脱するものと考えられるため、特例的な取扱いを認める適切な範囲を決定するにあたっては、金利指標改革に起因するものに限定することが適切であると考えられる。

10. 前項の議論を踏まえ、本資料では、次の3つの期間に分けて、特例的な取扱いを認めるかどうかを検討している。

- (1) 金利指標置換前：(2)に記載する金利指標置換時よりも前の期間
- (2) 金利指標置換時：金利指標改革に起因して公表が停止される金利指標について、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点
- (3) 金利指標置換後：金利指標置換時よりも後の期間

## IV. 個別論点の検討の方向性

11. これまでの議論の中で識別した個別論点は次のとおりである。

- (1) 会計基準を開発する対象となる取引の範囲
- (2) 契約条件の変更時の取扱い
- (3) 金利指標置換前に関する論点
  - ① ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点
  - ② ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準に関する論点
  - ③ ヘッジの有効性評価に関する論点
  - ④ 包括ヘッジを適用しているヘッジ対象のグルーピングの取扱い
  - ⑤ 金利スワップの特例処理

商品の将来のキャッシュ・フローの金額又は時期に影響する（契約）条件か、影響するポテンシャルがある（契約）条件とすることを決定した。）

**コメントの追加 [A2]:**・金利指標置前において、金利指標の変更が判明していないものが適用の範囲外のように読めるため、逆に、範囲外となるものを定め、それに該当しないものを適用範囲とした方がよいのではないか（第423回企業会計基準委員会）。

⇒金利指標改革の具体的な変更方法の全貌が判明していないため、現時点で想定していない方法による変更が行われた場合に、必要以上に適用範囲が拡大する懸念があるため、現在の提案どおり適用対象となる基本的な考え方を示すこととしている。

**コメントの追加 [A3]:**・影響を与えない「意図」とは誰の意図なのかも含めて表現がわかりづらいのではないかと（第423回企業会計基準委員会）。

⇒「意図」は契約当事者である企業であることを明確にするとともに、全体の表現を見直している。

**コメントの追加 [A4]:**「特例的な取扱い」という名称は、「金利スワップの特例処理」と紛らわしいため、別の名称の検討をお願いしたい（第421回企業会計基準委員会）

⇒文案作成時に検討を行うこととする。

**コメントの追加 [A5]:**金利指標置換前の時点で、既存の契約書上で、将来の一定時点から後継の金利指標を基礎とした計算が開始される旨の契約条件が確定した時点の前後で、取扱いを変更する必要があるかどうかの検討が必要ではないかと（第148回金融商品専門委員会）。

⇒後述するとおり、一部、予定取引の判断規準やヘッジ有効性の事前テストにおいて、契約条件の確定前後でその取扱いを修正している。

## 審議事項(3)-2

### ⑥ 為替予約等の振当処理

#### (4) 金利指標置換時の論点

##### ① ヘッジ会計の「原則的処理方法」の取扱い

#### (5) 金利指標置換後の論点

(6) 企業に適用の選択を認めるか否か

(7) 本取扱いの適用時期、経過措置及び終了時期

(8) 開示

### 会計基準を開発する対象となる取引の範囲

#### 検討の方向性

12. 第9項に示したとおり、特例的な取扱い（以下「本取扱い」という。）を設けることとした場合の適用範囲を決定するにあたっては、本取扱いの適用の趣旨を逸脱することのないように、本取扱いの適用範囲となる契約の範囲を明確にしたうえで、当該契約に関して、どのようなタイミングで、どのような契約条件の変更があった場合に本取扱いを適用できるかを明確にする必要があると考えられる。

具体的には、本取扱いの適用対象をLIBOR等<sup>2</sup>、金利指標改革により公表が停止される金利指標を参照している金融商品のうち、金利指標改革に起因する契約条件の変更のみが行われる金融商品とすることが考えられる。また、当該契約条件の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切替についても同様に取扱うことが考えられる。

（「契約条件の変更」とは、既存の契約の条件の内容を変更することをいう。また、「契約の切替」とは、既存の契約をその満了前に中途解約し、直ちに新たな契約を締結することをいう。）

13. ここで、前項に示した「金利指標改革に起因する契約条件の変更又は契約の切替（以下『変更等』という。）」とは、本資料第8項に示した基本的な考え方にあるとおり、金利指標改革に起因して参照する金利指標を変更したとしても、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となるように、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更することを意図して行われる変更等を指すこととすることが考えられる<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> LIBORの他、金利指標改革に伴い公表停止が見込まれる既存の金利指標が含まれ得るが、現状、事務局は、LIBORのように個別の金利指標について公表停止の可能性に言及されている他の金利指標は認識していない。

<sup>3</sup> なお、契約の経済効果が概ね同等かどうかは、既存の金利指標と後継の金利指標の金利水準の差に伴うスプレッド調整と金利水準の差を補填するための現金の受け渡しも含めて判断する

**コメントの追加 [A6]:** 金利リスクのみではなく、為替リスクも包含するLIBOR等を参照する契約についても、本実務対応報告は想定していることを「結論の背景」に記載することが検討されているが、「結論の背景」より前の本則部分においても、振当処理も同様の取扱いとする等の規定を入れることを検討して頂きたい（第422回企業会計基準委員会）。

⇒聞かれた意見を踏まえ、振当処理に対する本取扱いの適用について提案をしている。

**コメントの追加 [A7]:** ヘッジ対象がTIBORを参照している場合に、ヘッジ手段がRFRに変更されたことで、ヘッジ対象もRFRに変更する取引動機が生じる可能性があり、これも対象となるような記載を検討すべきである（第423回企業会計基準委員会）。

⇒TIBORは公表停止とはならない前提とすると、ご指摘の変更は「金利指標改革により公表が停止される金利指標を参照している金融商品のうち、金利指標改革に起因する」変更とは言えない。このような変更まで本取扱いの対象にすると、有効性が認められないヘッジ関係について、金利指標を変更することにより、ヘッジ会計を継続することを認めることにつながりかねないことから、現在の提案どおり、公表停止が予定されている金利指標のみを対象にすることとしてはどうか。

審議事項(3)-2

14. なお、「契約の経済効果が概ね同等」の意味は抽象的であるため、財務諸表利用者及び財務諸表作成者双方の理解に資するために、典型的な変更等について例示として示すことが考えられる。

FASB の公開草案では、金利指標改革に関連のある変更等か否かを識別するために、金利指標改革に関連のある変更及び関連のない変更の例が以下のとおり示されている。このうち我が国においてより一般的であると考えられるものを黄色でハイライトしている。また、「(1)金利指標改革に関連のある変更又は切替」の①、②及び③が本資料第8項で示した趣旨に該当する例示と考えられる。

(1)金利指標改革に関連のある変更 又は切替	(2)金利指標改革に関連のない変更 又は切替
① 金利指標の変更 (例えば、LIBOR から他の金利指標への変更)	① 想定元本の変更
② 金利指標の変更に伴う既存の金利指標と後継の金利指標の差によるスプレッド調整 (金利指標の差を補填するために現金の授受を行う場合も含まれる。)	② 満期日の変更
③ 金利指標の変更に伴う更改期間、日数計算、支払日、及び再値付け (repricing calculation) 等の変更 (例えば、前決め金利から翌日物後決め複利への変更)	③ ローンの仕組みの変更 (例えば term loan から revolver loan への変更)
④ 既存の組込み金利オプションの権利行使価格の変更	④ 取引相手の信用リスクのスプレッドの変更
⑤ アウト・オブ・ザ・マネーの金利フロア又はキャップを追加すること	⑤ 指標金利に関連のない基礎数値又は変数の追加 (例えば金の価格に関連した支払の追加など)
	⑥ イン・ザ・マネーのキャップ又はフロアの追加
	⑦ 財務的な困難がある借手への譲歩
	⑧ 期限前返済又は転換オプションの追加又は削除
	⑨ レバレッジの性質の追加又は削除
	⑩ 原資産を利用する権利の追加又は終了
	⑪ リース契約における更新、終了又は買取りオプション条件の変更
	⑫ 取引相手の変更

コメントの追加 [A8]: FASB の公開草案において同様の記載があるため、一部、現金で補填されるケースについては適用の対象となることを、脚注3とともに示している。

ことが考えられる。

【文案（本文）】

目 的

1. 現在、2014年7月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められている。そうした中、ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。）の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっている。LIBORは多くの通貨について公表されており、LIBORを参照する取引は広範に行われているため、金利指標改革により多くの取引に影響が生じる可能性がある。また、LIBOR以外の金利指標でも公表が停止されるものが出てくる可能性がある。
2. 当委員会は、金利指標改革に起因する金利指標の置換に伴い必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにするために、本実務対応報告を公表する。

範 囲

3. 本実務対応報告は、金利指標改革により公表が停止される金利指標を参照している金融商品のうち、企業が金利指標改革に起因して参照する金利指標を置き換える場合に、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となるように、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更することを意図した契約条件の変更のみが行われる金融商品を適用範囲とする。また、こうした契約条件の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切替に関する金融商品も適用範囲とする。

用語の定義

4. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）における定義を、本実務対応報告においても用いる。また、本実務対応報告において、以下を定義する。
  - (1) 「契約条件の変更」とは、既存の契約の条件の内容を変更することをいう。
  - (2) 「契約の切替」とは、既存の契約をその満了前に中途解約し、直ちに新たな契約を締結することをいう。
  - (3) 「金利指標置換前」とは、(4)に定める金利指標置換時よりも前の期間をいう。
  - (4) 「金利指標置換時」とは、金利指標改革に起因して公表が停止される金利指標について、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点をいう。
  - (5) 「金利指標置換後」とは、金利指標置換時よりも後の期間をいう。

コメントの追加 [A9]: 現状では、ヘッジ会計のみを対象としているため(4)の定義としているが、今後、ヘッジ会計以外も対象とすることになった場合は、(4)の定義を見直すこととする。

契約条件の変更時の取扱い

現行基準の定め

15. 日本基準においては、特段の定めがないことから、契約の法的な形式に合わせ会計処理を行っていると考えられる。すなわち、国際的な会計基準におけるいわゆる「実質的な契約条件の変更」があった場合でも、金融資産や負債の消滅の認識と新たな金融資産や負債の認識とする実務は行われていないと考えられる。

発生し得る論点

16. IFRS では、金融負債の契約条件の変更があった場合には、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも 10%異なる場合には、金融負債の消滅の認識と新たな金融負債の認識とすることとされており、金融資産についても同様の会計処理を行うものと解釈されている（いわゆる「10%テスト」）。米国会計基準でも同様の基準が存在する。

また、IFRS では、消滅の認識とならなかった契約条件の変更については、変更後のキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引き、帳簿価額との差額を純損益に認識することとされている。

したがって、金利指標改革に起因する契約条件の変更が生じた場合、日本基準において、契約条件変更時の会計処理が必要となるか検討することが考えられる。

検討の方向性

17. 前述のとおり日本基準においては、従来、契約の法的な形式に合わせて会計処理が行われていると考えられる。今回の金利指標改革への対応に合わせ、日本基準においても IFRS や米国会計基準と同様の契約変更に関する定めを取り入れることを検討することも有益である可能性があるが、それは金利指標改革への対応の範囲を超えた議論であると考えられる。そのため、今回の金利指標改革に関連する論点としては特段の対応を行わないことが考えられる。

金利指標置換前の論点

(ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点)

現行基準の定め

18. ヘッジ会計は、ヘッジ手段が消滅した場合にはその適用を中止しなければならない。また、ヘッジ対象が消滅したときは、ヘッジ会計は終了し、繰り延べられているヘ

## 審議事項(3)-2

ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならない(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。))第34項及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針(以下「金融商品実務指針」という。))第181項)。

### 発生し得る論点

19. 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標を変更する場合に、その変更方法として様々な形態が考えられるが、中には、既存のヘッジ対象又はヘッジ手段の契約をその満了前に終了させ、後継の金利指標を参照した新たな契約を締結し直すといった形態(契約の切替)も検討されている。この場合、法的には旧契約が終了し新たな契約の締結となり、これに伴い旧契約に関するヘッジ対象又はヘッジ手段が消滅するため、その場合にヘッジ会計の終了又は中止としないとする定めを置くべきどうか論点となる。

### 検討の方向性

20. ヘッジ対象又はヘッジ手段の既存の契約が参照する金利指標を変更した場合(契約条件の変更)、本資料第15項から第17項で検討したとおり、日本基準においては契約の法的な形式に従って判断され認識の中止は行われなことから、参照する金利を変更したのみではヘッジ対象又はヘッジ手段の消滅には当たらないと考えられる。そのため、認識の中止のみを理由にヘッジ会計の終了又は中止となるか否かの検討は不要であると考えられる。
21. 一方、本資料第19項に示したとおり、法的に旧契約を終了させ新たな契約を締結し直すといった対応が図られた場合(契約の切替)、ヘッジ対象又はヘッジ手段の消滅として、ヘッジ会計の終了又は中止を行うこととなる。
22. 金利指標改革に伴うヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標の変更は、企業の意図に基づいたリスク管理方針の変更に基づくものではなく、不可避免的に生じた事象であることから、このような変更に基づいてヘッジ会計の終了又は中止とし損益を認識することで会計基準の開発時には想定されていなかった結果となり、財務諸表作成者が行った取引を適切に表さず、財務諸表利用者に対し有用な財務情報を提供しない場合があると考えられる。また、金利指標の変更の方法によってヘッジ会計の適用関係に違いが生じることは、他の経済実態が同じであれば、望ましくないものと考えられる。
23. したがって、金利指標改革に起因してヘッジ対象又はヘッジ手段の契約が変更された場合には、法的に旧契約を終了させ新たな契約を締結し直した場合(契約の切替の場合)であってもヘッジ会計の継続として取り扱う定めを置くことが考えられる。

### 【文案(本文)】

**会計処理****金利指標置換前の会計処理****ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の切替**

5. 金融商品会計基準等（金融商品会計基準及び日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）をいう。以下同じ。）では、ヘッジ手段が消滅したときには、ヘッジ会計の適用を中止し、その時点までの当該ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで繰り延べるとされている（金融商品会計基準第33項及び金融商品実務指針第180項）。

また、ヘッジ対象が消滅したときには、ヘッジ会計の適用を終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならないとされている（金融商品会計基準第34項及び金融商品実務指針第181項）。

本実務対応報告では、ヘッジ対象又はヘッジ手段である金融商品について、金利指標改革に起因する契約の切替が行われた場合、ヘッジ会計の継続として取り扱う。

**(ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準に関する論点)****現行基準の定め**

24. 予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。予定取引がヘッジ対象となり得るかどうかは、予測可能性及び発生可能性についての判断が求められている（金融商品会計基準注12及び金融商品実務指針第162項等）。そして、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、ヘッジ会計を終了しなければならないとされている（金融商品実務指針第181項）。

**発生し得る論点**

25. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象について LIBOR のように公表停止が見込まれている金利指標を参照している場合には、当該金利指標を参照したヘッジ対象の取引条件の予測可能性及びその発生可能性について、その公表停止の確度についての不確実性に応じて疑義が生じ、ヘッジ会計の終了となるかどうか論点となる。

**検討の方向性**

26. 金利指標改革の進捗は、法域ごと・通貨ごとに異なり、企業自身のコントロールが及ばない事象であることから、各企業が予定取引の取引条件の予測可能性及びその発生可能性を判断することは困難である。そのような状況下で、各企業が金利指標

## 審議事項(3)-2

改革の影響を考慮に入れて予定取引の取引条件の予測可能性及びその発生可能性について判断した場合、当該会計基準の開発時には想定されていなかった結果が生じ、有用な財務情報を提供しないと考えられる。

したがって、予定取引の取引条件の予測可能性及びその発生可能性を判断するにあたって、原則として金利指標置換時までは、ヘッジ対象が参照している金利指標について、金利指標改革の影響を考慮に入れず現状のものから変更されないとの仮定を置く定めを置くことが考えられる。ただし、予定取引のうち未履行の確定約定に係る取引については、当該契約上、将来の一時点から後継の金利指標に置き換わることが確定した後は、当該将来の一時点より先の期間については、将来の契約の履行は後継の金利指標に基づいて行われることになるため、当該後継の金利指標をもって予定取引が実行されるかどうかを判断することが考えられる。

コメントの追加 [A10]: 後継の金利指標が確定した後は、当該金利指標に基づき予定取引の判断を行うことを明確するよう記載を追加している。

### 【文案(本文)】

#### ヘッジ会計の原則的処理方法(繰延ヘッジ)

##### (ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準)

6. 金融商品会計基準等では、ヘッジ会計において、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、ヘッジ会計を終了しなければならないとされている(金融商品会計基準第34項及び金融商品実務指針第181項)  
ヘッジ対象である予定取引が実行されるかどうかを判断するにあたって、原則として金利指標置換前においては、ヘッジ対象で後継の金利指標を基礎とした計算が開始される前の時点においては、ヘッジ対象の金利指標が、金利指標改革の影響を受けず既存の契約の金利指標から変更されないとみなして判断する。ただし、予定取引のうち未履行の確定約定に係る取引については、当該契約上、将来の一時点から後継の金利指標に置き換わることが確定した後(契約条件の変更等により、既存の金利指標が後継の金利指標に置き換えられる特定の日付及び置換の条件等、後継の金利指標に基づく具体的な契約条件が確定している状況をいう。以下同じ。)は、当該将来の一時点より先の期間については当該後継の金利指標に基づいて予定取引が実行されるかどうかを判断する。

### (ヘッジの有効性評価に関する論点)

#### 現行基準の定め

27. ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ取引時及びヘッジ取引時以降において、ヘ

例えば、いわゆる契約条件の変更等により、既存の金利指標が後継の金利指標に置き換えられる特定の日付及び置換の条件等、後継の金利指標に基づく具体的な契約条件が確定している状況が考えられる。

## 審議事項(3)-2

ッジ有効性の評価を行うことが要求されている（金融商品会計基準第 31 項並びに金融商品実務指針第 143 項、第 146 項及び第 156 項等）。

- (1) ヘッジ取引時において、企業はヘッジ手段がヘッジ対象のリスクを相殺できるかどうか、その有効性を予測しておくことが要求される（事前テスト）。
- (2) ヘッジ取引時以降も継続してヘッジ指定期間中、高い有効性が保たれているかどうかを、決算日には必ず、少なくとも 6 か月に 1 回程度、確かめなければならない。ヘッジの有効性判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額の比率がおおむね 80%から 125%までの範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係がありヘッジは有効であると認められる（事後テスト）。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理することができる<sup>5</sup>（金融商品実務指針第 172 項）。

一方、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の変動額の比率が 80%から 125%の範囲外となった場合には、ヘッジは有効ではないとされ、ヘッジ会計の中止の処理が行われ、その時点までのヘッジ手段に係る損益又は評価差額はヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで繰り延べられることとなる（金融商品実務指針第 180 項）。

### 発生し得る論点

28. 事前テストに関しては、金利指標改革の結果、将来のある時点でヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の金利指標が置き換わる可能性がある場合、置換後の金利を予想することが困難であり、そのような状況においてもヘッジ会計の適用を認めるかが論点となる。
29. 事後テストにおいては、既存のヘッジ関係について、金利指標置換前において、将来のいずれかの時点でヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標が置き換わる可能性が現在の時価に織り込まれる結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合に、ヘッジ会計の中止とするのか継続を認めるのかが論点となる。

### 検討の方向性

30. 特例的な取扱いを設ける趣旨は本資料第 8 項に記載のとおりであり、基本的に既存の取引が対象となる。事前テストにおける有効性評価に関しては、本取扱い公表後

<sup>5</sup> なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方針を採用することができるとの定めもある。

## 審議事項(3)-2

の新規の取引が対象となるため、基本的には特例的な取扱いの対象にならないことが考えられる。

31. この点、本取扱い公表後に新たに組み込むヘッジ関係に対して、特例的な取扱いを定めることの可否を検討するため、その必要性について、第149回金融商品専門委員会及び第422回企業会計基準委員会においてご意見を伺ったところ、2020年の上期に本取扱いが公表されることを前提とするならば、その時点においては後継の金利指標に基づく取引が市場で活発に行われていない可能性があり、引き続きLIBORを利用した取引はあり、本取扱いを適用するニーズもあるとの意見等が聞かれた。
32. ここで、既に公表停止が予定されている金利指標であるにも関わらず、そのような金利指標を取って参照して締結した契約を救済する意義は、金利指標の公表停止を知り得ずに契約を締結した既存の取引を救済する意義と比較して、乏しいとも考えられる。
33. しかしながら、本取扱いの公表時点では、後継の金利指標がまだ判明しておらず、もしくは、後継の金利指標が判明したとしても、関連する取引が市場で活発となるまで一定の時間を要することが考えられるため、後継の金利指標に基づく事前の有効性テストが引き続き困難であると考えられる。そのような状況では、企業は本取扱い公表後も引き続きLIBOR等による契約を締結せざるを得ないことも想定される。
34. したがって、事前テストに関して、本取扱い公表後であっても金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は、金利指標改革の結果変更されないものと仮定して実施することとしてはどうか。ただし、ヘッジ対象及びヘッジ手段の後継の金利指標が将来の一時点から後継の金利指標に置き替わることが契約上確定した後は、当該将来の一時点より先の期間については後継の金利指標に基づいて判断することがより実態に即したものとなるため、当該後継の金利指標に基づいて事前テストを行うこととしてはどうか。
35. 事後テストにおける有効性評価のうち本資料第29項で示した論点に関しては、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標の置換前であっても、金利指標改革に伴う金利指標の置換えに関する見込みが将来キャッシュ・フローの見積りに影響し、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フローの変動額の累計の比率にも影響することが考えられる。

この場合、将来キャッシュ・フローの変化の要因を、金利指標改革に関連のある要因とその他の要因に分解した上で、有効性の判定を行うことが考えられるが、そのような分解は一般に実務上困難であると考えられる。

ここで、事後テストに関する特段の定めを置かないと、ヘッジ会計に関するその

コメントの追加 [A11]: 後継の金利指標が確定したあとは、当該金利指標に基づき事前テストを行うことを明確するよう記載を追加している。

## 審議事項(3)-2

他の特段の定めを置いたとしても金利指標改革のみを原因としているにも関わらずヘッジ会計の中止が生じる可能性があり、会計基準の開発時には想定されていなかった結果となって有用な財務情報の提供につながらない場合がある。したがって、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても、ヘッジ会計の継続を認めるという定めを置くことが考えられる。

### 【文案(本文)】

#### (ヘッジ有効性の評価)

7. 金融商品会計基準等では、ヘッジ開始時点で、ヘッジ対象のリスク及びこれらのリスクに対していかなるヘッジ手段を用いるかを明確化し、ヘッジ手段に関してその有効性を事前に予測しておくこと、及び相場変動又はキャッシュ・フロー変動の相殺の有効性を評価する方法等を正式な文書によって明確化することが要求されている(以下合わせて「事前テスト」という。金融商品会計基準第31項(1)及び金融商品実務指針第143項から第145項)。

事前テストに関して、原則として金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は金利指標改革の影響を受けず既存の契約が参照する金利指標から変更されないとの仮定を置いて実施する。ただし、ヘッジ対象及びヘッジ手段の後継の金利指標が将来の一時点から後継の金利指標に置き替わることが契約上確定した後は、当該将来の一時点より先の期間については当該後継の金利指標に基づいて事前テストを実施する。

8. 金融商品会計基準等では、ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果を定期的に確認することにより、ヘッジ有効性の評価を行うことが要求されている(以下「事後テスト」という。金融商品会計基準第31項(2)及び金融商品実務指針第146項)。

事後テストに関して、金利指標置換前においては、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であってもヘッジ会計を継続する。

**コメントの追加 [A12]:** ・事後テストとして80-125%のテストを実施する必要があるか(第148回金融商品専門委員会)。  
・リスク管理の観点から、80-125%テストを実施しないことは考えにくいのではないかと。また、ヘッジ会計の継続を認めるとしても、有効性テストを実施し、その結果を開示するなどの対応が考えられる(第421回企業会計基準委員会)。  
⇒「金利指標置換後」の対応方針の他、開示の定めによってはテストを行う必要性が残る可能性があるため、これらと合わせて検討することとする。

**コメントの追加 [A13]:** 「既存の契約が参照する金利指標から変更されないとの仮定を置く」とされているが、例えば、本基準公表後に、新規に取り組むヘッジ関係において、ヘッジ手段がリスク・フリー・レート、ヘッジ対象がLIBORで取引が実行された場合、事前テストにおいては例外的な取扱いが適用されず、「変更されないとの仮定」を置くことなく、既存の会計基準に基づいて事前テストを行うこととなる。

### (包括ヘッジを適用しているヘッジ対象のグルーピングの取扱い)

#### 現行基準の定め

36. ヘッジ対象の識別において、リスクの共通する資産又は負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法(包括ヘッジ)が認められている(金融商品会計基準注11)。なお、ここでの包括ヘッジの取扱いはいわゆるクローズド・ポートフォリオを想定していると考えられる。

## 審議事項(3)-2

包括ヘッジを適用するためには、グループ内の個々の資産又は負債のリスク要因が共通しており、かつ、リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であることとされている。そして、「ほぼ同様」とは、個々の資産又は負債の時価の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して、上下 10%を目安にその範囲内である場合とされている（金融商品実務指針第 152 項）。

### 発生し得る論点

37. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象に指定されているグループ内に存在している個々の資産又は負債の金利指標が置き換わる場合、その変更のタイミングが異なることにより、それぞれ以下の局面で上述の要件を満たさなくなることが考えられ、引き続き包括ヘッジを認めるかどうか論点となる。
- (1) グループ内のすべての資産又は負債の金利指標の置換前において、将来のいずれかの時点でグループ内の個々の資産又は負債の金利指標が置き換わる可能性が現在の時価に織り込まれる結果、前項の要件を満たさなくなる場合
  - (2) グループ内の一部の資産又は負債の金利指標のみが置き換わったことで、前項の要件を満たさなくなる場合
  - (3) グループ内のすべての資産又は負債の金利指標が置き換わった結果、同一グループ内の資産又は負債の後継の金利指標が異なることが確定し、前項の要件を満たさなくなる場合

### 検討の方向性

38. 金利指標改革がなければ包括ヘッジの適用を継続できたであろうヘッジ関係について、企業にとって不可避免的に発生した事象である金利指標改革による影響のみを原因として包括ヘッジが適用できなくなる場合には、リスクの共通する資産又は負債をグルーピングしてヘッジしているという経済実態が反映されず、有用な財務情報の提供を妨げる可能性がある。
39. 特に、本資料第 37 項(1)及び(2)の状況では、グループ内の個々の資産又は負債の金利指標が最終的にどの金利指標に置き換わるかが不明であることから、その期間中は、包括ヘッジを適用するための要件である、①リスク要因が共通していること、②リスクに対する反応がほぼ同様であることのうち、②については満たされないとしても、その状態は一時的なものであり、そのことをもって包括ヘッジを認めないことは、有用な財務情報の提供を妨げることとなる。したがって、この場合、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても、包括ヘッジを継続する旨の定めを置くことが考えられる。

**コメントの追加 [A14]:** 当該定めを置いたうえで、ポートフォリオ全体の時価等の変動割合に対する、個々の資産又は負債の変動割合がその範囲内であるかどうかのテストを実施する必要があるか、80-125%の事後テストの要否と同様の論点があるため、対応についても同様に、「金利指標置換後」の対応方針の他、開示の検討と合わせて検討をすることとする。

## 審議事項(3)-2

40. 一方、本資料第 37(3)のケースでは、グループ内のすべての個々の資産又は負債の金利指標が後継の金利指標に置き換わっているため、その後その状態は資産又は負債の満期まで継続することになる。したがって、特例的な取扱いを定めることなく、後継の金利指標に基づいて包括ヘッジの適用要件が満たされているかどうかを判断することが、最も有用な財務情報を提供することになると考えられる。したがって、この場合、包括ヘッジを適用できるかどうかの判断にあたっては、現行の金融商品会計基準等の定めに従うこととしてはどうか。

### 【文案（本文）】

#### （包括ヘッジ）

9. 金融商品会計基準等では、リスク要因（金利リスク、為替リスク等）が共通しており、かつ、リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様である場合には、企業内部の部門ごと又はその企業において、リスク（例えば、金利変動リスク）の共通する資産又は負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法（包括ヘッジ）が認められている（金融商品会計基準注 11 及び金融商品実務指針第 151 項）。
- 包括ヘッジを適用しているヘッジ対象の同一グループ内のすべての資産又は負債について後継の金利指標を基礎とした計算が開始される前の時点においては、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても、包括ヘッジを継続する。
10. 包括ヘッジを適用しているヘッジ対象の同一グループ内のすべての資産又は負債について後継の金利指標を基礎とした計算が開始された以降は、包括ヘッジを適用できるかどうかの判断にあたっては、金融商品会計基準等の定めに従うこととする。

### （金利スワップの特例処理）

#### 現行基準の定め

41. 資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、以下の要件をすべて満たす場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる（金融商品会計基準注 14 及び金融商品実務指針第 178 項等）<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> なお、金融商品実務指針第 158 項では、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、高い有効性があると認められる場合であるとみなされる場合として、有効性の判定を省略することができることされており、金利スワップについて特例処理の要件に該当すると判定される場合、その判定をもって有効性の判定に変えることができるとされている。

## 審議事項(3)-2

- (1) 金利スワップの想定元本とヘッジ対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致
- (2) 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致
- (3) ヘッジ対象資産又は負債が変動金利の場合、その基礎となっているインデックスと金利スワップで受払される変動金利の基礎となっているインデックスがほぼ一致
- (4) 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象資産又は負債とほぼ一致
- (5) 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定(同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること)
- (6) 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロア又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するものであること

### 発生し得る論点

42. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標が置き換わった場合、特に前項(3)、(4)及び(5)に影響する可能性があり、それぞれ以下の局面で金利スワップの特例処理の適用を引き続き認めるかどうか論点となる。
  - ✓ 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標の置換前であるが、今後金利スワップの金利指標が置き換わることが想定され、要件(5)を満たさない場合。
  - ✓ 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標のいずれかが変更され、一時的に要件(3)、(4)及び(5)を満たさない場合

### 検討の方向性

43. 金利スワップの特例処理は、金融商品会計基準の基本原則であるデリバティブの時価評価に例外を設けるものであることから、その適用にあたっては、拡張解釈を避け、金利スワップがヘッジ対象たる資産又は負債とほとんど一体とみなせる場合に限るとされている(金融商品実務指針第346項)。よって、この取扱いにあてはめると、金利指標改革の結果、要件を満たさなくなった場合、金利スワップの特例処理の継続は認められなくなると考えられる。
44. しかしながら、本資料第42項で示した論点に関しては、企業の意思とは関係のない不可避的な金利指標改革による金利指標の変更又は契約の切替のみを原因として、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が一時的に異なることのみをもって、特例処理の要件を満たさないとしてこれを認めないことは、有用な財務情報の提供を妨げることとなる。

## 審議事項(3)-2

したがって、金利指標改革に起因してヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標を変更した場合であっても、ヘッジ対象及びヘッジ手段の双方の金利指標が置き換わるまでの間は、本資料第 41 項に示した(3)、(4)及び(5)を満たしているかどうかの判断にあたっては、金利指標改革の影響を考慮に入れずに現状の金利指標から変更されないとの仮定をおいて、金利スワップの特例処理の要件を満たしているかどうかの判断を行うとする定めを置くことが考えられる。

なお、本資料第 41 項に示した要件(2)については、当初契約時に金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致しているかどうかの判断を行うことが想定されていると考えられる。そのため、例えば金利スワップの契約の切替が発生した場合には、金利スワップの新たな契約期間とヘッジ対象の満期が一致しないことが考えられるものの、金利スワップとヘッジ対象の残存期間が同一であれば、当該条件を満たすとみなすことができると考えられることを結論の背景で説明してはどうか。

**コメントの追加 [A15]:** 要件(2)についても、契約期間の途中で金利スワップ側の契約の切替があった場合、新たな「金利スワップの期間」と「当初のヘッジ対象の満期」が異なることが想定され、これも救済の対象とするべきではないか（第 422 回企業会計基準委員会）。

→単純に(2)も本取扱いの適用対象とした場合、満期が異なる場合も適用の対象と解釈され得るため、基準本文の記載は変更しないこととしてはどうか、また、ご指摘の場合も想定されることを結論の背景に記載することとする。

### 【文案（本文）】

#### 金利スワップの特例処理等

##### （金利スワップの特例処理）

11. 金融商品会計基準等では、資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、当該金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理する特例処理が認められている（金融商品会計基準注 14）。

また、金利スワップについて特例処理が認められるためには、次の条件を全て満たす必要があるとされている（金融商品実務指針第 178 項）。

- (1) 金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること。
- (2) 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致していること。
- (3) 対象となる資産又は負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっている金利指標が金利スワップで受払される変動金利の基礎となっている金利指標とほぼ一致していること。
- (4) 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ一致していること。
- (5) 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること（同一の固定金利及び変動金利の金利指標がスワップ期間を通して使用されていること。）。
- (6) 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロアー又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に含まれた同等の条件

## 審議事項(3)-2

を相殺するためのものであること。  
(3)から(5)で示した条件を満たしているかどうかの判断において、金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の既存の金利指標について、金利指標改革の影響を受けず変更されないとみなして判断する。

### (為替予約等の振当処理)

#### 現行基準の定め

45. 外貨建取引等会計処理基準及び会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(以下「外貨建実務指針」という。)では、外貨建金銭債権債務等と為替予約等(為替予約、通貨先物、通貨スワップ及び通貨オプション)との関係が、金融商品会計基準におけるヘッジ会計の要件を満たしている場合には、当該外貨建取引及び外貨建金銭債権債務等について、ヘッジ会計を適用することができるほか、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法(振当処理)によることができるとされている(外貨建取引等会計処理基準(一)1及び2(1)並びに注解(注6))及び外貨建実務指針第3項)。ただし、振当処理が認められるのは、為替予約等によって円貨でのキャッシュ・フローが固定されているときに限られるとされている(外貨建実務指針第5項)。
46. 振当処理を採用する場合には、会計方針として決定する必要があり、ヘッジ会計の要件を満たす限り継続して適用しなければならないとされている。また、金融商品会計基準による原則的処理(為替予約等を期末に時価評価し、評価差額は損益として処理する方法)の採用を決定した後で、振当処理へ変更することは認められておらず(外貨建実務指針第3項)、さらに、同一部門における同一の取引や同一種類の外貨建資産及び負債に対して、振当処理と原則的処理とを併用することは認められていない(外貨建実務指針第50項)。

#### 発生し得る論点

47. 振当処理は多くのケースで行われているが、金利指標改革の影響が生じる可能性がある典型的なケースとしては、外貨の変動金利を参照するヘッジ対象である金銭債権債務等(例えばドルLIBOR支払い)について、金利通貨スワップ<sup>7</sup>を用いて(例えば、ドルLIBOR金利の受取りと円固定金利の支払い)により外貨の変動金利を円貨の固定金利に固定する取引が想定される。この場合、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の変動金利とヘッジ手段である金利通貨スワップの変動金利が、金利指

<sup>7</sup> 金融商品会計に関するQ&A Q56では、固定金利と変動金利を交換する通貨スワップを「金利通貨スワップ」と称している。

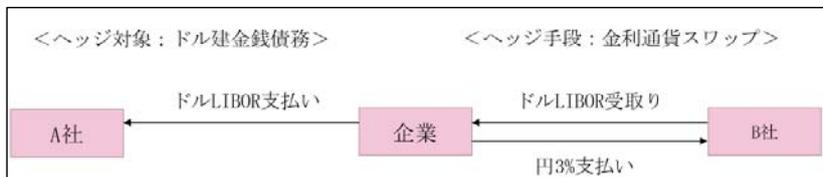
## 審議事項(3)-2

標改革により異なる変動金利に置き換わる可能性がある。その結果、図表1に示したとおり、円貨でのキャッシュ・フローが固定されない可能性がある。

この場合に、本資料第45項で示した「円貨でのキャッシュ・フローが固定されること」という振当処理を適用するための条件が満たされなくなり、振当処理が適用できなくなるのではないかと議論が生じる可能性が考えられる。

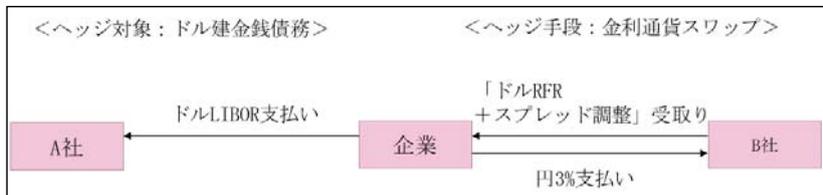
### (図表1 金利指標改革が為替予約等の振当処理に影響を与えるケース)

#### (1) ヘッジ対象及びヘッジ手段いずれも LIBOR を参照している状態



この場合、企業の支払利息に係るキャッシュ・フローが円3%に固定されているため、振当処理を適用することが可能となる。

#### (2) ヘッジ対象及びヘッジ手段のいずれか（下図ではヘッジ手段）の金利指標が変更された状態



ヘッジ対象の外貨建変動金利とヘッジ手段の外貨建変動金利が異なる金利指標に置き換わった場合、支払利息に係るキャッシュ・フローが円3%に必ずしも固定されなくなる。

### 検討の方向性

48. 為替予約の振当処理は、為替予約等を外貨建金銭債権債務等に付すことにより円貨でのキャッシュ・フローが固定されることから、為替予約等についてはヘッジ会計におけるキャッシュ・フロー・ヘッジに相当するとして振当処理が認められているものである（外貨建取引等会計基準の改訂に関する意見書及び外貨建実務指針第5項）。したがって、本来、円貨でのキャッシュ・フローが固定されないのであれば、振当処理は認められないと考えられる。

## 審議事項(3)-2

49. しかしながら、本資料第 47 項に示した論点に関しては、企業の意思とは関係のない不可避的な金利指標改革による金利指標の変更等のみを原因として、金利指標置換前に一時的に振当処理の要件を満たさないことを理由に振当処理を認めなかった場合、有用な財務情報の提供につながらない可能性がある。

したがって、振当処理を適用するに際し、円貨でのキャッシュ・フローが固定されているかどうかを判断するにあたっては、金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の既存の金利指標について、金利指標改革の影響を受けず変更されないとみなして判断する定めを置くことが考えられる。

### 【文案（本文）】

#### （為替予約等の振当処理）

12. 外貨建取引等会計処理基準及び会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨建実務指針」という。）では、外貨建金銭債権債務等と為替予約等（為替予約、通貨先物、通貨スワップ及び通貨オプション）との関係が、金融商品会計基準におけるヘッジ会計の要件を満たしている場合には、当該外貨建取引及び外貨建金銭債権債務等について、ヘッジ会計を適用することができるほか、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（振当処理）によることができるとされている。ただし、振当処理が認められるのは、為替予約等によって円貨でのキャッシュ・フローが固定されているときに限られるとされている（外貨建取引等会計処理基準一 1 及び 2 (1)並びに注解（注 6）及び外貨建実務指針第 3 項）。

振当処理を適用するに際し、円貨でのキャッシュ・フローが固定されているかどうかを判断するにあたっては、金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の既存の金利指標について、金利指標改革の影響を受けず変更されないとみなして判断する。

### 金利指標置換時の論点

#### （ヘッジ会計の「原則的処理方法」（繰延ヘッジ）の取扱い）

##### 現行基準の定め

50. 金融商品会計基準等においては、ヘッジ取引時に正式な文書の中でヘッジ取引日、識別したヘッジ対象とリスクの種類、選択したヘッジ手段等について明確にすることが求められている（金融商品会計基準第 31 項(1)、金融商品実務指針第 143 項及び第 150 項等）。金利指標置換時には、これらの文書の内容に変更が生じることになるが、このような変更があった場合の取扱いは必ずしも現行の会計基準上、明確に定められていないと考えられる。

## 審議事項(3)-2

### 発生し得る論点

51. 前項に記載のとおり、ヘッジ会計開始時に正式な文書の中で記載した事項について変更があった場合のヘッジ会計の取扱いについては明確な定めがなく、これらが変更になった場合、ヘッジ会計を中止すべきではないかとの議論が生じる可能性もあると考えられる。

### 検討の方向性

52. 金利指標置換前においては、単に一時的な金利指標の置換のタイミングの違いのみによってヘッジ会計を中止することは、有用な財務情報の提供につながらないため、本資料第 35 項の特段の定めを置く提案を行っている。

金利指標を置き換えた場合、金利指標置換時にヘッジ取引日（開始日）、識別したヘッジ対象とリスクの種類及び選択したヘッジ手段等を変更することになると考えられるが、このようなヘッジ文書の変更のみでヘッジ会計の中止とした場合、金利指標置換前と同様に有用な財務情報の提供につながらないと考えられる。

したがって、金利指標置換時において、それまで本実務対応報告の適用によりヘッジ会計の適用を継続してきたヘッジ関係については、金融商品会計基準第 31 項(1)、金融商品実務指針第 143 項及び第 150 項等に基づいて当初のヘッジ会計開始時に正式な文書の中に記載したヘッジ取引日（開始日）、識別したヘッジ対象とリスクの種類及び選択したヘッジ手段等を変更したとしても、ヘッジ会計を中止しないこととしてはどうか。

#### 金利指標置換時の会計処理

##### ヘッジ会計の「原則的処理方法」(繰延ヘッジ)の取扱い

1. 金利指標置換時において、それまで本実務対応報告の適用によりヘッジ会計の適用を継続してきたヘッジ関係については、金融商品会計基準第 31 項(1)、金融商品実務指針第 143 項及び第 150 項等に基づいて当初のヘッジ会計開始時に正式な文書(以下「ヘッジ文書」という。)の中で記載したヘッジ取引日（開始日）、識別したヘッジ対象及び選択したヘッジ手段等を変更したとしても、ヘッジ会計を中止しないことができる。

### 金利指標置換後の論点

#### 現行基準の定め

53. ヘッジ会計の原則的処理方法を採用している場合には、事前テスト及び事後テストが要求されている（本資料第 27 項参照）。
54. また、金利スワップの特例処理を採用している場合、金利指標置換時において、ヘッジ対象及びヘッジ手段が参照する後継の金利指標が結果的に異なる金利指標に

**コメントの追加 [A16]:** ヘッジ文書の変更は「要件」なのかどうかを明確にしてほしい（第 150 回金融商品専門委員会）。  
⇒ヘッジ文書によるヘッジ関係の明確化は、ヘッジ会計という特殊な会計処理を行うにあたって重要な文書である。一方で、ヘッジ文書の記載の手法は企業ごとに異なることが想定されるため、本取扱い上、ヘッジ文書の変更が要件かどうかは示さないこととしてはどうか。

**コメントの追加 [A17]:**（現金決済が行われた場合の取扱いについて）  
・契約条件の変更等において、現金の受け払いがあった際の取扱いについて検討が必要ではないか。  
・スプレッド調整に代えて現金の受け払いが生じる可能性もある。  
・現金決済が生じる場合、後述の強制適用としてよいか検討が必要であると考えられる。  
（以上、全て第 423 回企業会計基準委員会）  
⇒現金精算の有無や、取引のどの部分の見合いで清算がなされるかなど様々なケースが想定されるが、個別のケースに言及すると本取扱いの運用が複雑となるため、本資料 P5 の脚注 3 に示したとおり、原則的な考え方を結論の背景に記載することとしてはどうか。

## 審議事項(3)-2

なった場合、その後の期間は金利スワップの特例処理の要件を満たさなくなる可能性がある。金融商品会計基準等において、金利スワップの特例処理の要件を満たさなくなったときの会計処理については明確な定めは置かれていない。金融商品実務指針第346項において、特例処理の適用要件を満たさない金利スワップであっても、ヘッジ会計の要件を満たすことはあり得るとされ、その場合には、原則的なヘッジ会計の方法によって会計処理することとなるとされている。

### 発生し得る論点

55. 事後テストにおいて、既存のヘッジ関係について、金利指標置換後に、過去の金利指標と金利水準が異なる（例えば、LIBORが「リスク・フリー・レート+スプレッド調整」と異なる）結果、事後テストの結果に影響を及ぼす場合、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の変動額の比率が80%から125%の範囲外となった場合に、ヘッジ会計の中止とするか継続を認めるかが論点となる。
56. また、後継の金利指標の下で引き続きヘッジ会計の適用を継続する場合、ヘッジ会計の適用開始時点をどの時点とするか（当初のヘッジ会計を開始した時点又は後継の金利指標の下でヘッジ会計を開始した時点）を明確にする必要がある。

### 検討の方向性

57. 原則的処理方法又は金利スワップの特例処理のいずれの方法を採用している場合においても、金利指標置換前は、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となるように、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更することを意図しているにも関わらず、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が一時的に異なることでヘッジ会計を中止することは、有用な財務情報の提供を妨げるとして、ヘッジ会計の継続を認めることを提案している。
58. 一方、金利指標置換後において、特例的な取扱いを定める場合、ヘッジ会計の要件を満たしていないにもかかわらず、ヘッジ会計を適用する状態が長期間にわたり続く可能性があり、基本的には、有用な財務情報を提供する観点から望ましいとはいえないものと考えられる。よって、この点を強調した場合、特段の定めを置くことなく、金利指標置換後の新たなキャッシュ・フローに基づいて改めてヘッジ会計の適用の可否について判断し、適用が可能と判断された範囲でヘッジ会計を適用することになるものと考えられる。
59. しかしながら、金利指標置換後であっても金利指標改革に起因して生じた結果であることに違いはないため、例えば契約期間の満了まで特例的な取扱いを定めることを求める意見も聞かれている。特に、金利スワップの特例処理は、事業会社を中心に幅広く利用されており、これが認められなくなった場合には、新たに金利スワップの時価評価の体制を構築する必要性が生じるなど、その影響の大きさから、実務

## 審議事項(3)-2

への配慮を求める意見が聞かれている。

60. 基本的には、第 58 項のとおり、特段の定めを置くことは有用な財務情報を提供する観点から望ましいものとは言えないと考えられるが、仮になんらかの対応を検討する場合であっても、特例的な処理が短期間で終了する方を講ずる必要があるものと考えられる。このような方策が考え得るかどうかについて、ご意見をお伺いしたい。

なお、為替予約等の振当処理の金利指標置換後の取扱いについては、金利スワップの特例処理の取扱いに準じて、引き続き検討を行う。

### 企業に適用の選択を認めるか否か

#### 発生し得る論点

61. IASB のフェーズ 1 における例外措置は、企業は金利指標改革から生じる不確実性の影響を直接受けるすべてのヘッジ関係に適用しなければならないとしている一方、FASB の公開草案は、契約条件の変更に関する便法については米国会計基準のトピックごと（例えば、債権（トピック 310）について便法を適用する場合には、すべての債権について適用しなければならないが、リース（トピック 842）について便法を適用するかどうかについての判断は、リース全体について便法を適用するかどうかを別途行うことができるというもの。）に、また、ヘッジ会計に関する便法はヘッジ関係ごとに企業に適用の選択を認めている。

したがって、前項までに示した特段の定めについて、企業に適用の選択を認めるか否か、選択を認める場合にどの単位で選択を認めるのかを検討する必要がある。

#### 検討の方向性

62. 本取扱いは、本資料第 7 項から第 9 項に記載のとおり、企業からみると不可避免的に生じる金利指標改革に起因する変更等により、そのような事態を想定して開発されていない会計基準に当てはめた結果、有用な財務情報の提供が損なわれることを回避するために開発するものである。
63. 前項の目的を達成するためには、すべての企業が、適用範囲に該当するすべての契約及びすべてのヘッジ関係について、本取扱いを適用することが望ましいものと考えられる。
64. 一方、金利指標改革を機に、リスク管理も後継の金利指標を元に行われることから、会計上、金利指標置換前に実施していたヘッジ会計の適用を終了することを望む企業もあるのではないかと意見も聞かれた。

65. この点については、金利指標置換後の取扱いとも関連するため、次回以降事務局の提案を行うこととする。

**コメントの追加 [A18]:**（金利スワップの特例処理に関して実務への配慮を求める意見）

- ・企業の努力によってヘッジ対象とヘッジ手段の条件を合わせることができる場合とできない場合とで、取扱いを変えることが考えられるのではないかと（第 150 回金融商品専門委員会）。
- ・後継の金利指標の動向によっては、「インデックスがほぼ一致」という要件は、ほとんど満たされなくなる可能性もあることから、何らかの措置は必要ではないかと（第 150 回金融商品専門委員会）。
- ・金利指標置換時に、特例処理の要件の検討を行い、その結果次第では、原則的なヘッジ会計の方法とする取扱いは、実務上のハードルが高いのではないかと（第 423 回企業会計基準委員会）。

**コメントの追加 [A19]:** ・本取扱いを適用しない場合、ヘッジ会計の「中止」のみが生じるのであれば、一時の損益に与える影響はさほどなく、利益操作の余地がほとんどないのであれば、選択を認めたとしても弊害は少ないのではないかと（第 421 回企業会計基準委員会）。

・金利指標改革を機に、ヘッジを終了（又は中止）させたいと考える企業がいる可能性も踏まえ、検討すべきである（第 149 回金融商品専門委員会）。

⇒上記の聞かれた意見を踏まえ検討を継続する。

## 審議事項(3)-2

### 本取扱いの適用時期、経過措置及び終了時期

66. IASB のフェーズ 1 及び FASB の公開草案では、適用時期及び経過措置について次のように定められている。

	IASB フェーズ 1	FASB 公開草案
適用時期	2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度（早期適用可）	基準最終化後直ちに適用される。
経過措置	企業がこれらの要求事項を最初に適用する報告期間の期首時点で存在していたか又はその後指定されたヘッジ関係に遡及適用される。	将来に向かって適用される。
終了時期	明確な終了時期は規定されておらず、金利指標改革に起因するキャッシュ・フローに関する不確実性が存在しなくなったときとされている。	2022 年 12 月 31 日までに発生した契約条件の変更やヘッジ関係に適用している。但し、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標がいずれも後継の金利指標に変更した場合には、その時点で適用は終了する。 ただし、「結論の根拠」において、金利指標改革については不確実な要素があるため、適用の終了時期を変更することも検討すると記載されている。

### 検討の方向性

67. 前項のとおり、IASB のフェーズ 1 と FASB の公開草案では相違点も認められるが、日本基準上の取扱いは次の通りとすることが考えられる。

#### (1) 適用時期

本取扱いの最終化は、2020 年 4 月以降の公表を予定しているが、上記で示した金利指標改革に伴い発生し得る論点への対応は、可能な限り速やかに行われることが、財務情報の有用性の観点からも望ましい。したがって適用時期は公表日以後、適用することが考えられる。

ただし、本取扱いの適用開始前に、既存のヘッジ関係にあるヘッジ対象又はヘッジ手段に関する契約について、金利指標改革に起因して契約の変更が行われ、これに伴いヘッジ会計の中止又は終了の処理を行っている場合には、本会計基準適用後、遡及適用を可能とすることが考えられる。

## 審議事項(3)-2

### (2) 終了時期

本取扱い、金利指標改革に起因する契約の変更に適用することを想定しており、その適用は時限的なものとなるため、その適用の終了時期の定め方が論点となる。

前項で示した IASB のフェーズ 1 では、適用の終了時期を、「金利指標改革に起因する不確実性が存在しなくなったときまで」として、原則的な考え方のみを示しているが、「結論の根拠」において「不確実性が存在しなくなる場合」とは、契約上、金利指標が置き換わった時点を目指す場合のみではなく、それ以前であっても代替的な金利指標及び既存の金利指標とのスプレッド調整を契約条項に定められた場合には不確実性が解消されるとしている。また、代替の金利指標が決定されてもスプレッド調整の方法が決定されていない場合や、当該契約の変更の発効日が定められていない場合には不確実性は解消されていないとされている。このように、「不確実性が存在しなくなった場合」には、多くのパターンが存在するため、適用の終了時期を各企業の判断に委ねた場合には、その判断結果が区々となり、有用な財務情報の提供につながらない可能性がある。

したがって、FASB の公開草案と同様に、適用の終了時期を一定の期日として定めたほうが、財務諸表利用者にとっての有用性が高まると考えられる。

以上を踏まえ、適用の終了時期は、金利指標改革のスケジュールを勘案して定めた一定の期日と、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標がいずれも変更となった日のいずれか早い日と定めることが考えられる。

ただし、上記の提案は金利指標置換後については特例的な取扱いの定めを置かないことを前提としており、金利指標置換後の取扱いによって終了日の定め方も変わる事となる。

## 開示

### 検討の方向性

68. 開示に関しては、IASB のフェーズ 1 では次の開示が要求されている。

- (1) 企業のヘッジ関係が晒されている重要な金利指標
- (2) 企業が管理しているリスク・エクスポージャーのうち、金利指標改革の影響を直接に受けるものの範囲
- (3) 企業が代替的な指標金利への変更のプロセスをどのように管理しているのか

## 審議事項(3)-2

(4) 企業が今回の取扱いを適用するにあたって行った重要な仮定又は判断の記述  
(例えば、どのような場合に、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在していないのかに関する仮定又は判断)

(5) 当該ヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額

69. IASB のフェーズ 2 の開示は 2020 年 1 月のボード会議で議論が行われている (審議事項(3)-2 参考資料)。

70. また、FASB では公開草案に寄せられたコメントをもとに、便法の適用に関してその性質と理由に関する開示を要求しているが、追加的な金利指標改革に関連するエクスポージャー等の開示については棄却する暫定決定が行われている。

71. 具体的な開示については次回以降の審議で提案を行う。

### ディスカッション・ポイント

本資料第 12 項から第 71 項に示した各論点に対する検討の方向性及び今回開発する実務対応報告の文案について、質問又はご意見をお伺いしたい。

以 上